

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年6月26日

金沢地方法務局

登記官 梶 保 子

記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
第 2200-2024-0002	かほく市大崎壺字6番3
第 2200-2024-0003	かほく市大崎壺字6番4